

協定項目の協議状況

(平成16年9月27日、10月15日協議分)

◆防災関係の取扱い

項目	三木市	吉川町	新市（合併後）
地域防災計画	三木市地域防災計画 (平成16年度修正)	吉川町地域防災計画 (平成14年度修正)	18年度に新計画を策定
消防水利	消火栓 地元負担 15/100	地元負担 2/3 (20万円限度)	三木市に統一
	防火水槽 地元負担 1/10	地元負担 2/3 (30万円限度)	
消防署吉川分署	消防事務委託の協定を締結し、吉川町内に設置		吉川分署は現行どおり

◆国際交流事業の取扱い

項目	三木市	吉川町	新市（合併後）
姉妹都市 友好都市	バイセリア市 (アメリカ・カリフォルニア州)	コロワ市 (オーストラリア・ニューサウスウェールズ州)	両市と交流を継続する

◆障害者福祉事業の取扱い

項目	三木市	吉川町	新市（合併後）
福祉タクシー	対象者 身体障害 1・2級 知的障害 A判定 精神障害 1級	なし	三木市に統一
	助成内容 初乗り料金助成 560円/回（月4回まで）		
福祉バス	対象者 70歳未満で以下の人 第1種身体障害 知的障害 A判定 精神障害 1級	なし	三木市に統一
	助成内容 バス・電車回数券 3,300円相当 タクシー券 3,000円		
住宅改造助成	対象者 身体障害者手帳、療育手帳所持者	身体障害者手帳、療育手帳所持者	三木市に統一
	助成内容 住宅改造費用の一部助成 対象限度額 50万円 助成率 1/2または1/3	住宅改造費用の一部助成 対象限度額 100万円 助成率 3/3、9/10、2/3、1/2	
はり等施術 助成	対象者 身体障害者手帳所持者	なし	三木市に統一
	助成内容 1,500円/回（年間12回）		
重度心身障害 者（児）介護 手当支給	対象者 6ヶ月以上寝たきりで、身体障害 (1・2級)または知的障害(A判定) の方を介護する人(所得制限あり)	6ヶ月以上寝たきりで、身体障害 (1・2級)または知的障害(A判定) の方を介護する人(所得制限あり)	三木市に統一 (吉川町の現在の対 象者については18年 度末までに統一)
	助成内容 10,000円/月（県基準）	15,000円/月	
手話通訳者設置・派遣	・聴覚障害者等に対する手話相談 ・聴覚障害者が公的機関や医療機 関などに出かける時や講演会な どに手話通訳者を派遣		三木市に統一

◆児童福祉事業の取扱い

項目	三木市	吉川町	新市（合併後）	
児童手当	国制度	国制度	現行どおり	
児童扶養手当	国制度	国制度	現行どおり	
保育所保育料（例）	市町民税非課税世帯	7,000円	9,000円	
	所得税6万円	26,100円	30,000円	
	所得税30万円	52,600円	51,400円	
市町立保育所	箇所数	3箇所	1箇所	
	保育時間	平日 7:30～18:30 土曜日 8:00～13:00	平日 7:00～18:00 土曜日 7:00～18:00	平日 7:00～18:00 土曜日 7:00～18:00
	休業日	日曜日・祝日・年末年始・年度末	日曜日・祝日・年末年始	日曜日・祝日・年末年始
	給食	月～土曜日	月～金曜日	月～土曜日
	延長保育	平日 18:30～19:00 月額1,000円（おやつ代100円）	平日 18:00～19:00 月額2,500円（おやつ代含む）	平日 18:00～19:00 月額2,500円（おやつ代含む）
北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合 わかあゆ園	非加入	加入	非加入 肢体不自由児等の療育は、新市で支援	

◆健康づくり事業の取扱い

項目	三木市	吉川町	新市（合併後）
健康福祉イベント	健康福祉フェスティバル	健康福祉まつり	健康福祉フェスティバルは新市全体、健康福祉まつりは地域のイベントとして存続
健康医療相談所	なし	健康福祉センター2階において、医師相談等を実施	現行どおり 現三木市民も対象に含める
基本健診 （町ぐるみ健診）	身体計測、検尿、血圧測定、血液検査等 16歳以上 自己負担1,200円	体計測、検尿、血圧測定、血液検査等 20歳以上 自己負担1,000円	18年度から三木市に統一
乳幼児健診	1歳6か月健診	総合保健福祉センターで月1回	健康福祉センターで年4回
	3歳児健診	総合保健福祉センターで月1回	健康福祉センターで年4回
	乳児健診	総合保健福祉センターで月1回	健康福祉センターで月1回
予防接種事業	三種混合、麻しん・風しん、日本脳炎、二種混合（三木市内の実施医療機関で実施）	三種混合、麻しん・風しん、日本脳炎、二種混合（三木市、吉川町、三田市内の実施医療機関で実施）	18年度から三木市に統一 当面三田市内医療機関でも接種可
高齢者インフルエンザ	北播磨の実施医療機関で実施	北播磨・三田市の実施医療機関で実施	18年度から三木市に統一 三田市内医療機関でも接種可 公費負担を統一

◆都市計画関係事業の取扱い

項目	三木市	吉川町	新市（合併後）
都市計画	区域名：東播都市計画 区域区分の指定あり 用途地域の指定あり	区域名：吉川都市計画 区域区分の指定なし 用途地域の指定なし	5年以内に調整
開発指導要綱	あり	あり	三木市に統一

◆建設関係事業の取扱い

項目	三木市	吉川町	新市（合併後）
建築行為等指導要綱	あり	なし	三木市に統一
市（町）道認定基準	有効幅員4m以上	有効幅員3m以上	三木市に統一 吉川町の現町道はそのまま引き継ぐ 吉川町内で特段の理由がある路線は 現行により認定

◆市町立学校等の通学区域の取扱い

現行どおり

◆社会教育関係の取扱い

項目	三木市	吉川町	新市（合併後）
住民学習（人権学習）	あり	あり	三木市に統一 活動方法等は地域の 実情にあわせて実施
成人式	成人の日に文化会館で 実施	成人の日の前日に活動 センターで実施	統一して実施
野外活動振興事業	市内の学校等が教育を 目的として、三木ホー スランドパーク エオ の森を利用する場合、 利用料金の一部を助成	なし	三木市に統一
財団法人三木市スポーツ 振興基金	あり (指導者育成事業等を実施)	なし	三木市に統一
スポーツクラブ21	10クラブ	4クラブ	現行どおり
地区体育推進員	地域の自主運営組織の委員	各地区に設置 委託料 年20,000円/地区	三木市に統一
文化財	市指定文化財 7件 県指定文化財 4件 国指定文化財 2件 登録文化財 1件	町指定文化財 3件 県指定文化財 5件 国指定文化財 4件 登録文化財 なし	三木市に統一 吉川町指定文化財 は、三木市指定文 化財に指定替え

◆塵芥処理の取扱い

項 目	三木市	吉川町	新市（合併後）
廃棄物処理施設	ごみ焼却施設 117t/日 粗大ごみ処理施設 34t/日 埋立処分場 269,400 m ³ し尿処理施設 130kl/日	ごみ焼却施設 20t/日 粗大ごみ処理施設 埋立処分場 55,000 m ³ し尿処理施設 18kl/日	ごみ焼却施設は三木市の施設に統合 埋立処分場は継続 し尿処理施設は継続
ごみの収集	可燃ごみ 週2回 埋立ごみ 月2回 あらごみ 月1回 資源ごみ 2ヶ月1回 (ガラスびんは月1回)	可燃ごみ 週2回 もやさないごみ 週2回 不燃ごみ 月1回 資源ごみ 月2回	18年度末までに調整(それまでは現行どおり)
廃棄物処理手数料	可燃物 70円/10kg 不燃物 70円/10kg し尿 60円/10ℓ 浄化槽汚泥 11円/10kg	生活系 30円/10kg 事業系 50円/10kg し尿 1,400円/180ℓ 浄化槽汚泥 1,400円/180ℓ 指定ごみ袋(10枚) 300円等	18年度末までに調整(それまでは現行どおり)
資源化ごみ 集団回収奨励事業	紙類・布類 4円/kg 空き缶 5円/kg 空きびん 5円/kg その他リサイクル活動奨励金を交付	資源ごみ 4円/kg	三木市に統一
生ごみ処理機等 助成事業	コンポスト 3,000円 ボカシ容器 1,000円 空き缶つぶし機 3,000円 電気式生ごみ処理機 1/2 (25,000円限度)	コンポスト 1/2 (3,000円限度) 電気式生ごみ処理機 1/2 (10,000円限度)	三木市に統一

合併に関するご意見・お問い合わせ

三木市・吉川町合併協議会事務局

〒673-0492 三木市上の丸町10番30号(三木市役所内)

電話: 0794-82-4990 FAX: 0794-82-9755 Eメール: jimu@miki-yokawa-gappei.jp

ホームページ: <http://www.miki-yokawa-gappei.jp>

三木市企画部企画政策課

〒673-0492 三木市上の丸町10番30号

電話: 0794-82-2000(代) FAX: 0794-82-9755 Eメール: kikaku@city.miki.lg.jp

ホームページ: <http://www.city.miki.lg.jp>

吉川町企画調整課

〒673-1192 美囊郡吉川町吉安246

電話: 0794-72-0180(代) FAX: 0794-72-0640 Eメール: yokawa@town.yokawa.lg.jp

ホームページ: <http://www.town.yokawa.hyogo.jp>